

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

15 時 10 分

様式 9-1

第 25 条 報 告

送信枚数 (1 / 2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 3 3 8 報)

2024年 2月 8日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 2 2 6 報他にてお知らせした、2 0 2 3 年 1 2 月 1 1 日に発生した 2 号機原子炉建屋西側構台前室で除染作業を実施していた協力企業作業員 1 名の鼻腔スミアで汚染が確認されたことについて、その後の状況をお知らせします。 ホールボディカウンターによる測定及びバイオアッセイ* ¹ により得られた分析結果をもとに預託実効線量* ² を評価した結果、記録レベル* ³ (2 m S v) 未満であることを確認しました。 なお、当該協力企業作業員に体調の異常は確認されていません。 ※ 1 バイオアッセイ : 被検者から採取された生体試料 (主に排泄物) 中に含まれる放射性核種を定量する方法。 ※ 2 預託実効線量 : 摂取した放射性物質の量から、5 0 年間にわたって受ける実効線量の総量。 ※ 3 記録レベル : 原子力安全技術センター発行の「被ばく線量の測定・評価マニュアル」に基づき、当社が「有意な摂取量なし」と判断するレベル。 【公表区分 : E 統】 ※添付の有り・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(2/2)

- (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
- (注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。
- (注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。
- (注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 15 時 10 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 (1 / 17)

応急措置の概要 (原子炉施設) (第 2 5 3 3 9 報)

2024年 2月 8日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	<p>(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [2 月 8 日 1 1 時 0 0 分現在] ・サブドレン等 分析結果 [採取日 2 月 7 日] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 2 月 7 日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 2 月 7 日] ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 2 月 5 日、2 月 7 日] ・海水分析結果<港湾内> [採取日 1 月 2 4 日、2 月 7 日] ・海水分析結果<発電所から 3 k m 以内> [採取日 1 月 2 3 日、2 月 7 日] ・地下貯水槽 (周辺観測孔) 分析結果 [採取日 2 月 7 日] ・地下貯水槽 (ドレン孔・検知孔・海側観測孔) 分析結果 [採取日 2 月 7 日] <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンク K の当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、2 月 1 1 日に排水を実施します。</p> <p>排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 2 月 4 日] <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有[○]・無し (注 4)</p>

(2/17)

その他の事項の対応 (注5)	なし
-------------------	----

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

(3/17)

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2024年2月8日 11:00現在

2024年2月8日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.6 m ³ /h CS系: 1.3 m ³ /h	給水系: 0.0 m ³ /h CS系: 1.3 m ³ /h	給水系: 1.9 m ³ /h CS系: 1.9 m ³ /h	
原子炉圧力容器 格納容器 格納温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 15.5 °C 原子炉SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 12.8 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 14.9 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 25.9 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 27.8 °C	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 17.4 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 17.5 °C	
原子炉格納容器 内温度	HMH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 15.1 °C HMH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 15.0 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 26.2 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HMH2-16B (TE-16-114G#1): 26.3 °C	PCV温度 (TE-16-002): 16.0 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 16.8 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.38 kPa.g	3.38 kPa.g	0.52 kPa.g	
窒素注入流量 ※3	RPV (RV/H-A): - Nl ³ /h (RV/H-B): 16.08 Nl ³ /h (JP-A): 14.56 Nl ³ /h (JP-B): - Nl ³ /h PCV: - Nl ³ /h ※4	RPV-A: 6.27 Nl ³ /h RPV-B: 6.14 Nl ³ /h PCV: - Nl ³ /h ※4	RPV-A: 7.55 Nl ³ /h RPV-B: 7.65 Nl ³ /h PCV: - Nl ³ /h ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	25.8 m ³ /h	17.77 Nl ³ /h	23.31 Nl ³ /h	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.07 vol% B系: 0.08 vol%	A系: 0.19 vol% B系: 0.19 vol%	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 9.85E-04 Baq/cm ³ 検出限界値 4.90E-04 Baq/cm ³ B系: 指示値 1.33E-03 Baq/cm ³ 検出限界値 3.66E-04 Baq/cm ³	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 Baq/cm ³ B系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 Baq/cm ³	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Baq/cm ³ B系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Baq/cm ³	
使用済燃料プール 水温度	19.9 °C	18.8 °C	※5	※5
FPC 燃料プール 水位	4.47 m	4.16 m	2.30 m	268 X100mm

※1: 格納容器内の水素濃度は0.00vol%未満と表示する。(水素濃度の極めて低い場合は、格納容器上部のマイグレーションによる表示される場合があります)

※2: 放射能濃度は原子炉格納容器内の放射能濃度を指します。

※3: 放射能濃度は原子炉格納容器内の放射能濃度を指します。格納容器内の放射能濃度は、格納容器内の放射能濃度を指します。

※4: 放射能濃度は、圧力容器内の放射能濃度を指します。

※5: 放射能濃度は、圧力容器内の放射能濃度を指します。

【放射能事項】
放射能濃度については、抽気やその他の空気排出の経路を辿り、通常の放射線計測装置を
用いているものもあり、正しく測定されてはいない可能性のある計測値も含まれている
プラントの放射能濃度は、放射能濃度の測定結果に基づき、このように放射能濃度の不確かさを考慮したうえで、放射
能計測装置から得られる情報を使用して変化の傾向にも着目して報告している。

(4/17)

2024年2月8日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進カンパニー

サブドレン等 分析結果 (V)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2024/02/07 06:40	< 5.4E+00	< 5.4E+00	8.9E+01
2号機サブドレン	2024/02/07 06:46	< 1.2E+01	2.1E+01	1.7E+03
3号機サブドレン	2024/02/07 06:57	< 4.2E+00	< 5.4E+00	< 4.3E+00
4号機サブドレン	2024/02/07 07:03	< 4.9E+00	< 4.2E+00	< 4.3E+00
5号機サブドレン	—	—	—	—
6号機サブドレン	—	—	—	—
構内深井戸	—	—	—	—

- ・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{±O}$ であることを意味する。
(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

(5/17)

2024年2月8日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2024/02/07 07:03	< 4.9E+00	< 4.2E+00	< 4.3E+00
プロセス主建屋北東	2024/02/07 07:32	< 4.3E+00	< 5.5E+00	< 3.9E+00
プロセス主建屋南東	2024/02/07 07:28	< 4.5E+00	< 4.9E+00	< 4.3E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2024/02/07 07:13	< 5.2E+00	< 4.9E+00	< 3.7E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2024/02/07 07:24	< 4.5E+00	< 3.9E+00	3.8E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2024/02/07 07:08	< 5.2E+00	< 4.2E+00	< 5.9E+00
サイトバンカ建屋南東	2024/02/07 07:20	< 4.0E+00	< 5.9E+00	< 5.1E+00

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E±0 とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01 は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00 は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01 は 3.1×10^{-1} で0.31 と読み。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

2024年2月8日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2024/02/07 07:58	3.9E+00	< 4.4E-01	1.4E+00
物揚場排水路	2024/02/07 08:09	< 3.0E+00	< 4.4E-01	7.2E-01
K排水路	2024/02/07 06:00	1.1E+01	< 6.0E-01	7.0E+00
BC排水路	2024/02/07 06:00	< 3.0E+00	< 5.7E-01	< 6.1E-01
D排水路	2024/02/07 08:04	< 3.0E+00	< 5.5E-01	< 6.7E-01
5,6号機排水路 ^{※1}	—	—	—	—

・不等号 (<:小なり)は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E±0とは、 0.0×10^0 であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は、解析のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

(7/17)

2024年2月8日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所
環境保護推進センター

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目										単位
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	硝酸		
No.0-1	2024/02/05 07:11	1.3E+02	5.3E+03	< 1.4E+00	< 2.2E+00	< 1.6E+01	< 7.1E+00	< 2.3E+00	4.0E+01	—	—	
No.0-1-2	2024/02/05 07:15	3.3E+01	9.9E+03	< 2.9E-01	< 3.7E-01	< 3.6E+00	< 1.5E+00	< 5.9E-01	1.2E+01	—	—	
No.0-2	2024/02/05 07:02	3.1E+01	2.8E+02	< 3.4E-01	< 3.6E-01	< 3.1E+00	< 1.3E+00	< 5.8E-01	1.6E+01	—	—	
No.0-3-1	2024/02/05 07:18	< 1.3E+01	< 1.1E+02	< 2.4E-01	< 2.1E-01	< 2.3E+00	< 8.6E-01	< 2.6E-01	4.7E+00	—	—	
No.0-3-2	2024/02/05 07:23	4.9E+02	7.4E+03	< 3.5E-01	< 3.6E-01	< 5.5E+00	< 2.3E+00	2.9E+00	1.4E+02	—	—	
No.0-4	2024/02/05 07:06	< 1.4E+01	4.6E+03	< 4.2E-01	< 3.2E-01	< 3.5E+00	< 1.5E+00	< 6.0E-01	1.3E+01	—	—	
No.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.1-5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.1-8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.1-9 ※1	2024/02/05 07:30	2.4E+01	4.8E+02	—	—	—	—	—	—	6.7E+01	—	
No.1-11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.1-12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.1-14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.1-16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.1-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※ 不平等 (<:小値)は、検出限界未満 (MD)を示す。

※ 測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

※ O.OE±Oとは、O.Ox10⁰であることを意味する。

※ (例) 3.1E+01は3.1x10¹で31, 3.1E+00は3.1x10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1x10⁻¹で0.31に換算。

※ H-3以外は既に告知済事項。

※ 1 No.1-9は、集水網による採取であるため、測定は実施せず。全βは参考値としての値後に測定。

(18/17)

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	その他の放射性核種					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
				Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Rn-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Y-90 (Bq/L)			
1,2号線ワエルポイント 汲み上げ水											
No.2	2024/02/05 07:38	1.9E+02	2.7E+02	< 2.9E-01	< 3.4E-01	< 2.3E+00	< 9.3E-01	< 3.4E-01	5.5E+00		
No.2-2	2024/02/05 07:50	1.6E+02	1.2E+02	< 1.6E+00	< 2.2E+00	< 1.3E+01	< 6.9E+00	1.9E+00	7.5E+01		
No.2-3	2024/02/05 07:46	2.7E+04	3.7E+03	< 2.6E-01	< 2.4E-01	< 2.5E+00	< 1.1E+00	< 3.8E-01	1.0E+00		
No.2-5 ※2	2024/02/05 07:55	1.3E+06	6.4E+02								
No.2-6											
No.2-7	2024/02/05 07:42	3.0E+02	1.6E+03	< 3.6E-01	< 3.1E-01	< 3.2E+00	< 1.3E+00	< 4.2E-01	9.9E+00	4.8E+02	
No.2-8	2024/02/05 07:35	3.9E+03	5.0E+02	< 3.1E-01	< 3.5E-01	< 3.7E+00	< 1.4E+00	< 3.6E-01	7.4E+00		
2,3号線改修ワエル 汲み上げ水											
No.3											
No.3-2											
No.3-3											
No.3-4											
No.3-5 ※2											
3,4号線改修ワエル 汲み上げ水											

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外による採取中止の項目は「-」と記す。

・O.L.O.E±Oとは、 0.0×10^{40} であることを意味する。

例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+004は 3.1×10^4 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・H-3以外は既に告知は済み。

※2 No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、V値は参考値としての値後に補記。

2024年2月8日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目									
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)		
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9※1	2024/02/07 07:15	2.7E+01	-	-	-	-	-	-	-	-	6.6E+01
No.1-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

*不符号 (<: 小ぶり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

*測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

*0.0E+00とは、0.0×10⁰であることを意味する。

例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読み。

※1 No.1-9は、採水等による採取であるため、標準値は表せず。全βは参考値としてこの観測に用いる。

(10/17)

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)	
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	RU-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
1,2号観測ポイント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 *2		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2024/02/07 07:20	7.7E+02	< 3.0E-01	< 3.3E-01	< 2.6E+00	< 9.3E-01	< 3.3E-01	8.3E-01	-	-
No.2-7	2024/02/07 07:25	3.1E+02	< 2.1E-01	< 2.2E-01	< 2.4E+00	< 8.8E-01	< 2.9E-01	1.1E+01	4.8E+02	-
No.2-8		-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号観測ポイント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 *2		-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号観測ポイント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-

* 不検号 (<:小振り) は、検出限未満値 (ND) を表す。
 * 測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
 * O.C.E.H.Cとは、 0.0×10^{-6} であることを意味する。
 {例} $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
 ※2 No.2-5, No.3-5は、採取器による採取であるため、V測定は実施せず。全βは参考値としての測定。

(11/17)

2024年2月8日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内> (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5号機取水口前	2024/01/24 08:15	< 1.5E+01	< 2.3E+00	< 3.4E-01	< 3.3E-01
1F 物揚場前	2024/01/24 07:50	< 1.5E+01	< 1.6E+00	< 3.4E-01	3.7E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2024/01/24 07:45	< 1.5E+01	< 2.3E+00	< 3.4E-01	2.3E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (返水壁前)	2024/01/24 07:10	< 1.5E+01	1.5E+01	< 3.2E-01	5.5E+00
1F 港湾口	2024/01/24 07:09	1.5E+01	< 3.3E-01	< 3.4E-01	< 3.1E-01
1F 港湾中央	2024/01/24 07:00	< 1.3E+01	< 1.6E+00	< 3.5E-01	3.1E-01
1F 港湾内東側	2024/01/24 07:03	1.6E+01	< 1.7E+00	< 4.0E-01	4.9E-01
1F 港湾内西側	2024/01/24 06:58	< 1.4E+01	< 1.7E+00	< 3.7E-01	1.0E+00
1F 港湾内北側	2024/01/24 06:55	< 1.4E+01	< 1.9E+00	< 3.6E-01	4.2E-01
1F 港湾内南側	2024/01/24 07:06	< 1.4E+01	< 1.9E+00	< 3.3E-01	4.0E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン*1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(12/17)

2024年2月8日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5号機取水口前	2024/02/07 08:10	1.3E+01	< 3.3E-01	< 3.1E-01
1F 物揚場前	2024/02/07 07:54	< 1.2E+01	< 3.0E-01	< 3.4E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2024/02/07 07:50	1.2E+01	< 3.1E-01	8.0E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2024/02/07 07:10	< 1.2E+01	< 3.0E-01	2.6E+00
1F 港湾口	2024/02/07 06:51	1.6E+01	< 3.3E-01	< 3.3E-01
1F 港湾中央	2024/02/07 06:45	1.2E+01	< 3.6E-01	6.8E-01
1F 港湾内東側	2024/02/07 06:48	< 1.2E+01	< 3.8E-01	< 3.5E-01
1F 港湾内西側	2024/02/07 06:43	1.5E+01	< 3.3E-01	2.7E-01
1F 港湾内北側	2024/02/07 06:40	1.3E+01	< 3.4E-01	< 3.2E-01
1F 港湾内南側	2024/02/07 06:54	< 1.2E+01	< 3.4E-01	1.7E+00
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0\times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(13/17)

2024年2月8日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 ※2 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2024/01/23 06:23	—	—	< 8.9E-01	< 5.9E-01
1F 南放水口付近 (T-2) (注)	2024/01/23 06:53	7.3E+00	< 3.6E-01	< 6.9E-01	< 8.7E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3、Cs-134、Cs-137の指標

※2 検出限界値0.1Bq/Lまたは0.4Bq/Lで分析を実施。

月1回の頻度(原則、毎月第2月曜日に試料採取)で実施する検出限界値0.1Bq/Lでの分析では、検出限界値未満 (ND) が0.1Bq/L未満となる。検出限界値0.4Bq/Lでの分析では、検出限界値未満 (ND) が0.1Bq/L以上0.4Bq/L未満となる。

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(注)地下水バイパス排水の翌朝採取した「南放水口付近海水」については、トリチウムの分析も行っている。

(2014年10月19日以降)

(14/17)

2024年2月8日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2024/02/07 07:28	—	< 6.9E-01	< 7.2E-01
1F 南放水口付近 (T-2)	2024/02/07 07:08	1.1E+01	< 8.4E-01	< 5.9E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン*1			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E \pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

*1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(15117)

2024年2月8日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽（周辺観測孔）分析結果（全β）

採取地点	採取日時	分析項目	
		全β (Bq/L)	
地下貯水槽 周辺観測孔 (i~iii)	A1	—	
	A2	—	
	A3	—	
	A4	—	
	A5	2024/02/07 07:33	< 1.9E+01
	A6	—	—
	A7	—	—
	A8	2024/02/07 07:28	< 1.9E+01
	A9	—	—
	A10	—	—
	A11	2024/02/07 07:23	< 1.9E+01
	A12	—	—
	A13	—	—
	A14	2024/02/07 07:19	< 1.9E+01
	A15	—	—
	A16	—	—
	A17	2024/02/07 07:16	< 1.9E+01
	A18	—	—
	A19	—	—

・不符号 (<:小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは, $0.0\times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

(16/17)

2024年2月8日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽（ドレン孔・検知孔・海側観測孔）分析結果（全β）

採取地点			採取日時	分析項目
				全β (Bq/L)
地下貯水槽 (ドレン孔水)	i	北東側	—	—
		南西側	—	—
	ii	北東側	2024/02/07 07:40	< 2.4E+01
		南西側	2024/02/07 08:00	2.6E+01
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	vi	北西側	—	—
		南東側	—	—
地下貯水槽 (漏えい検知孔水)	i	北東側	—	—
		南西側	—	—
	ii	北東側	2024/02/07 07:45	9.4E+04
		南西側	2024/02/07 07:55	< 2.4E+01
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
海側観測孔	②	—	—	
	⑦	—	—	
	⑧	—	—	

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E \pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

2024年2月8日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m ³)	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 核種
一時貯水タンク (サンブルタンク)	K 2024/02/04 06:25	890	東京電力	< 1.6E+00	5.6E+02	< 5.3E-01	< 5.1E-01	検出なし
			東北電力環境保全(株)	< 3.6E-01	6.1E+02	< 6.0E-01	< 5.9E-01	検出なし
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) *1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと*2
告示濃度限度*3					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	
WHO飲料水水質ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

* 不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

* O.OE±0 とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01 は 3.1×10^1 で 31, 3.1E+00 は 3.1×10^0 で 3.1, 3.1E-01 は 3.1×10^{-1} で 0.31 と読む。

* 1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を 1 Bq/L に下げて分析を実施。

* 2 Cs-134, Cs-137 の検出限界値「1 Bq/L 未満」を確認する測定にて検出されないこと (天然核種を除く)。

* 3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

(17/17)

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 18 時 25 分

様式 9-1

第 25 条 報 告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 3 4 0 報)

2024年 2月 8日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2.5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011年 (平成 23年) 3月 11日 16時 36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 3 3 報他でお知らせした, 第二土捨て場にて発生した体調不良者について, その後の状況をお知らせします。 当該体調不良者については, 医療機関にて医師の診断の結果, 個人の疾病と判断されました。 なお, 病名等は控えさせていただきます。 【公表区分: E 続】 個人の疾病であり, 作業との因果関係が不明であることから, 公表区分を「C」から「E」に変更しました。 上記の連絡内容について, 準備が整い次第, 報道機関関係者にお知らせします。 ※添付の有り <input checked="" type="radio"/> 無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

18 時 25 分

様式 9-1

第 25 条 報 告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 3 4 1 報)

2024 年 2 月 8 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 3 3 6 報でお知らせしたとおり, サブドレン他水処理施設一時貯水タンク B に貯水していた水について, 本日以下のとおり排水を実施しました。 ・排水開始 : 1 0 時 4 8 分 ・排水終了 : 1 7 時 3 1 分 ・排水量 : 1, 0 0 3 m ³ 排水状況については, 漏えい等の異常がないことを確認しております。 【公表区分: E】 ※添付の有り・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。